

建設現場における遠隔臨場に関する試行要領

1. 目的

本要領は、福岡市が発注する土木工事において、「段階確認」「材料確認」および「立会」を必要とする作業に遠隔臨場（※1）を適用し、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、必要な事項を定めるものである。

（※1）遠隔臨場とは、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末（ウェアラブルカメラ※2を含む）による映像と音声の双方向通信を使用して、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行うものである。

（※2）ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着可能なデジタルカメラの総称である。

2. 試行対象工事

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場の効果が期待できるすべての土木工事を対象とする。なお、発注者は、試行対象工事であることを「特記仕様書」に明示し、試行の実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。

（特記仕様書記載例）

第〇〇条

本工事は、遠隔臨場の試行対象工事とし、受注者は実施するか否かを選択できる。
なお、試行にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき行うものとする。

3. 適用の範囲

1) 段階確認

『土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」,「第1節 総則」,「3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等」に定める「7. 段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項について、モバイル端末等の機器を用いて、実施することができるものとする。

2) 材料確認

『土木工事共通仕様書』,「第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 工事材料の品質」における「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を、モバイル端末等の機器を用いて、実施することができるものとする。

3) 立会

『土木工事共通仕様書』,「第1編 共通編 第1章 総則」,「1-1-1-2 用語の定義」に定める「36. 立会」において「契約図書に示された項目について, 監督職員が臨場により, その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項について, この場合における監督職員等が臨場にて行う行為にモバイル端末等の機器を用いて, 実施することが出来るものとする。

上記1)～3)において監督職員は, 本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし, 受注者はこれに協力しなければならない。受注者は, 本要領に記載されている内容を確認, 把握する上で必要な準備, 人員及び資機材等を整備するものとする。

また, モバイル端末等の機器を用いて, 映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより, 監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に, 臨場に代えることが出来るものとし, 監督職員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には, 受注者にその旨を伝え, 通常通りの確認を行う。

4. 実施の方法

1) 事前準備

受注者が遠隔臨場に使用するモバイル端末等の機器は, 受注者が準備するものとする。なお, 監督職員が使用する機器等は発注者が準備するものとする。

受注者は, 遠隔臨場の実施に先立ち, 監督職員と実施日時, 実施箇所(場所)や必要とする資料等について協議を行う。

利用するアプリケーション等の種類については受発注者間で協議して定めるものとする。

2) 遠隔臨場の実施

受注者は, 事前に監督職員との双方向通信の状況について確認を行う。また, 必要な準備, 人員及び資機材等を提供する。

受注者は, 「工事名」, 「工種」, 「確認内容」, 「設計値」, 「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板や読み上げにより, 監督職員の確認を得ること。

3) 遠隔臨場の記録と保存

受注者は, 遠隔臨場の状況写真を撮影し提出すること。

ただし, 「段階確認書」, 「材料確認書」, 「確認・立会依頼書」等に記録し確認を得た場合は, 写真の記録は不要とする。

なお, 監督職員は必要に応じて遠隔臨場の映像等の記録を行う。



〇〇工

遠隔臨場状況（段階確認）

確認者 〇〇氏

（黒板記載例）

5. 試行における措置

1) 費用

本試行を実施するにあたり必要となる受注者の機器及び通信費については、技術管理費にふくまれていることから、受注者の負担とする。

2) 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき建設現場の遠隔臨場を行った場合、工事成績評定の「創意工夫」【その他】において、1点加点するものとし、達成できない場合であっても減点評価しないものとする。

6. 効果の把握

受注者及び監督職員は、本試行の効果の検証及び課題の抽出のため、アンケートを求められた場合、協力すること。

7. 留意事項

受注者は、以下の点に留意すること。

- ・被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ・モバイル端末等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- ・施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ・公的ではない建物の内部等、見られることが予想されていない場所が映り込まないように留意すること。

本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

本要領は、令和2年12月1日から適用する。